



災害廃棄物処理 初動対応マニュアル

がんばるけん！

くまもとけん！



令和3年6月

熊本県環境生活部環境局循環社会推進課

1 災害廃棄物処理の重要性

(1) 災害廃棄物とは

(2) 初動対応と平時からの備えの重要性

2 主な初動対応

(1) 仮設トイレの設置・し尿処理

(2) 生活ごみ・避難所ごみの収集・処理

(3) 仮置場の設置・運営

3 災害時支援協定

1 災害廃棄物対策の重要性

(1) 災害廃棄物とは

(2) 初動対応と平時からの備えの重要性

(1) 災害廃棄物とは

自然災害に直接起因して発生する廃棄物のうち、生活環境保全上の支障へ対処するため、市区町村等がその処理を実施するもの」(環境省「災害廃棄物対策指針」[用語の定義])

■ 自然災害に直接起因

豪雨、台風、高潮、地震、津波など

■ 市区町村等が処理を実施

「災害廃棄物 = 一般廃棄物」 ⇒ 市町村に処理責任がある

【災害発生時に処理が必要な廃棄物】

- ・生活ごみ
- ・避難所ごみ(避難所から排出されるごみ)
- ・災害廃棄物(片付けごみ、解体廃棄物等)
- ・仮設トイレのし尿

災害等廃棄物処理
事業費補助金の対象外

熊本地震で発生した災害廃棄物①



熊本地震で発生した災害廃棄物②



ガラス・陶磁器くず



廃家電



石膏ボード
(建物の壁材など)

(注)良くない
置き方



危険物・処理困難物
(ガスボンベ、太陽光パネルなど)

令和2年7月豪雨で発生した災害廃棄物



浸水した家具類



浸水した畳



土砂が付着した廃家電



土砂混じりがれき
※ 土砂とがれき(廃棄物)の分別作業

地震と水害・津波で発生する災害廃棄物の特徴

項目	地震	水害・津波
発生しやすい廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> ・屋根瓦、ブロック塀、茶わん、ガラス(落下等により破損したもの) ・規模が大きい場合は損壊家屋等の解体によって生じるがれき類(コンクリートがら、廃瓦、木材、金属等) 	<ul style="list-style-type: none"> ・水につかった家財類(家具、布団、畳、ソファ等) ・土砂に流木や草等が混じった混合廃棄物(土砂混じりがれき)
廃棄物の性状	<ul style="list-style-type: none"> ・土砂の付着は比較的少ない 	<ul style="list-style-type: none"> ・土砂が付着している ・水にぬれ腐敗しやすく、悪臭や火災が発生するリスクが高い
排出のされ方	<ul style="list-style-type: none"> ・片付けに伴うごみは、余震が落ち着いてから一斉に排出される ・解体に伴うごみは個々の家屋等の解体時に順次排出される 	<ul style="list-style-type: none"> ・発災後、水が引き片付けが始まると一斉に排出される ・水に浸かり搬出し難いため、被災現場の近隣に排出されることが多い

大規模災害時において、 なぜ災害廃棄物の処理が重要なのか？

- ①住居等の被災により、被災者は避難所や仮設住宅等での生活を強いられる
- ②ごみの片付け、被災家屋の補修(解体)が進まないと、被災者は、生活再建のステージに進めない！
- ③災害廃棄物の処理が復旧・復興の第一歩となる！

**災害廃棄物の円滑な処理が、復旧・復興を
加速化！**

(2) 初動対応と平時からの備えの重要性



仮置場が決まっておらず、収集・処理体制の準備等が不十分な状態で、家の前にごみを出すよう住民に周知した結果、道路や鉄道の高架下にまでごみが置かれた。(“ごみのごみを呼ぶ”状態)

**適切な初動対応がその後の流れを決める！
“先手必勝”**

熊本地震において災害廃棄物を2年以内に処理できた要因

関係団体との連携

- ・廃棄物の収集・運搬・処理、仮設トイレやし尿処理等に係る災害時の**支援協定を関係団体と事前に締結**していたことで、初動対応が比較的スムーズに実施。
- ・被災家屋の解体や廃棄物の処理を進める中で発生する様々な課題に対して、**関係団体との協議・調整**を行い、また、**関係団体の支援**により処理が加速化。

災害廃棄物処理計画の策定と他県や環境省の支援

- ・**「熊本県災害廃棄物処理計画」を、地震の直前(平成28年3月)に策定**
- ・宮城県など**東日本大震災の経験自治体や環境省**から、現在必要となる情報に加え、一歩先に必要となる情報や資料(電子データを含む)が提供され、円滑に業務を進めることができた。

**平時からの関係団体との連携と
災害時の備え(計画や受援体制)が重要!**

2 主な初動対応

(1) 仮設トイレの設置・し尿処理

(2) 生活ごみ・避難所ごみの収集・処理

(3) 仮置場の開設

(1) 仮設トイレの設置・し尿処理

発災直後の避難所



住民が一度に多数避難したため、施設のトイレや仮設トイレが不足

基本的な対応の流れ

STEP1

避難所の開設に伴う
仮設トイレの必要数
の把握

- ・仮設トイレの手配について、防災担当部局(災害対策本部)、下水道担当部局、廃棄物担当部局など、事前に担当部局を決定しておき、災害時は窓口を一本化して対応
- ・必要基数を50人当たり1基(発災当初)、平均使用回数を1日5回を目安として準備 ※内閣府資料より

STEP2

仮設トイレの
手配・設置

- ・備蓄の活用、地元業者等からのレンタルや熊本県環境事業団体連合会との支援協定に基づく手配
- ・設置場所／数量／和式・洋式の別を添えて支援を要請
- ・リース料金は、和式12,000円/月、洋式15,000円/月 程度

STEP3

仮設トイレの管理
汲み取り(収集運搬)

- ・管理体制(汲み取り頻度・衛生管理など)を早期に決定する。
- ・様々なタイプのものがあるため、使用方法等について避難者への周知が必要。
- ・収集運搬車両が不足する場合は、近隣市町村や支援協定に基づく支援を要請する。

STEP4

し尿の処理

- ・平時に処分しているし尿処理施設が被災している場合は、近隣市町村のし尿処理施設での処理を依頼する。
※熊本地震では、マンホールへの直接投入の事例有り

令和2年7月豪雨における対応と課題 ～仮設トイレの設置～

《ニーズに合わせた仮設トイレの設置》

- **避難所以外**（住宅地等）にも仮設トイレを設置。

注）避難所以外への設置は
災害救助法の補助対象外

👉 **在宅避難者**（※）、**片付けを行う被災者・ボランティア**等が利用。

※浸水によりトイレが使用不能となった家屋等も多かった。

- 高齢者が多い避難所には**多目的トイレ**を設置。



↑の多目的トイレは民間団体からの支援物資

《今後の災害に備えた課題》

- 仮設トイレは「**和式トイレ**」が多く、**高齢者等が利用できない**ことがあった。

👉 仮設トイレの支援要請を行う際は「**和式**」「**洋式**」の別も要請、**「洋式トイレ」を一定数確保**するよう留意する。

仮設トイレの衛生管理～新型コロナウイルス感染症対策～

- 仮設トイレの掃除や水洗用の水の補充等の維持管理を「誰が」「いつ」「どうやって」行うのか、事前にルールを決定。
- 使用時の衛生管理について、新型コロナウイルス感染症対策の観点からルール作りを行う。

新型コロナウイルス感染症対策(例)

- 定期的な清掃・消毒
- 利用者の手洗い・手指消毒・マスク着用の徹底
- ☞ 感染防止のため、手が触れる場所の消毒や消毒用アルコール等の設置
- 男性用小便器を設置し、回転率をあげ列を短縮
- 敷地に応じ、列が密にならない仮設トイレの配置の工夫(分散設置等)
- 列は前後の人との距離を十分確保
- ☞ トイレ待ちの列で密が生じないように、敷地に応じて仮設トイレの設置場所と列の並び方を工夫

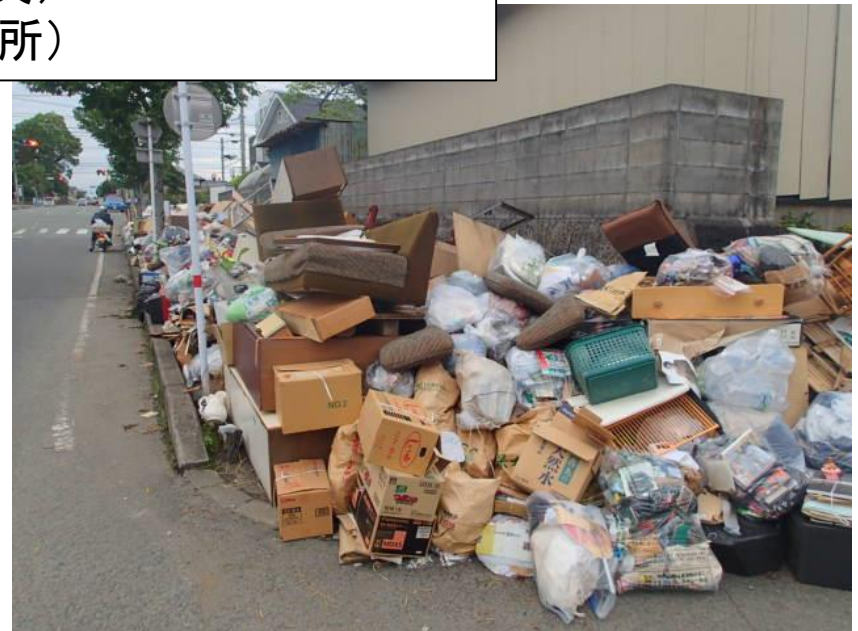


(2) 生活ごみ・片付けごみの収集・処理

熊本地震発災直後のごみステーション(熊本市)



道路上に集積された生活ごみ(可燃、不燃)、
片付けごみ(家電、家具)
(※熊本市は約2万箇所)



基本的な対応の流れ

「生活ごみ」とは、平時にステーション回収をしている可燃ごみや資源ごみをいい、仮置場に持ち込むいわゆる「片付けごみ」と区分している。

※熊本地震の際、発災当初、片付けごみも生活ごみと併せて、ステーション回収を行った事例もある。(熊本市など)

STEP1

回収方法の決定
住民への周知

- ・平時よりもごみの量が増加することを踏まえ、回収日や品目などのルールを決める。
- ・住民に対し、ステーション回収するごみと仮置場へ持ち込むべきごみとの区別等について、明確に示すことが重要

STEP2

収集・運搬

- ・平時の収集体制(直営・委託)での収集が可能か(パッカー車が足りるか)を確認する。
- ・難しい場合は、近隣自治体への支援依頼や熊本県清掃事業協同組合との支援協定に基づく支援要請を行う。

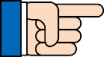
STEP3

処理

- ・平時に処分している処理施設(焼却施設等)が被災している場合は、近隣の処理施設等での処理を依頼する。
- ・事前に、近隣施設と被災時の受入れについて協議しておくなど、平時の関係づくりが重要。

住民への周知

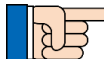
■ **分別を徹底**することが災害廃棄物の適正かつ迅速な処理につながるため、分別方法や仮置場の場所・配置等をできる限り早期に住民へ周知することが重要。

 地震の場合は、余震等がおさまってから屋内を片付けるが、水害の場合は、水が引いたらすぐに片付けがはじまり、災害廃棄物が排出されるため、迅速な周知・対応が必要。

【周知する項目例】

- ・分別方法(可能な限り平時の分別を基本とする)
- ・収集方法
- ・仮置場の案内図、持込禁止品目、災害廃棄物であることの証明方法(罹災証明書等) など

■ 周知手法としては、チラシ(回覧、地区掲示板、ゴミステーションでの掲示)、避難所での掲示、防災行政無線、ホームページ、SNS、新聞等が考えられる。

 可能な限り紙媒体での周知を心掛ける。(音声媒体だと、情報が一過性のものになり、混乱が生じる可能性がある)高齢世帯には特に配慮が必要。

平時からの住民への周知の例(西原村・ごみカレンダー)

災害廃棄物の出し方

地震災害・豪雨災害・台風災害が発生した場合、西原村では災害廃棄物仮置き場を開設します。開設情報は防災無線、役場ホームページ並びに広報臨時号でお知らせします。下記注意事項を守って被災した家財等を搬入してください。



注意事項

仮置き場の場所

西原村村民グラウンド

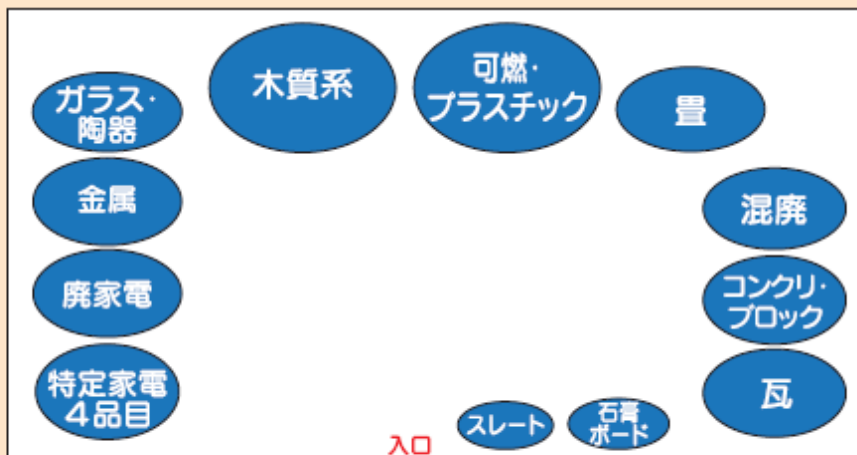
※被害の規模により開設場所を変更する場合がありますので開設情報をご確認ください。

受け入れ品目(基本型)

瓦、コンクリート、ブロック、畳、可燃物・プラスチック、木質系廃棄物、ガラス、陶器、金属、廃家電、特定家電4品目、石膏ボード、スレート、その他

※仮置き場での分別にご協力ください。分別を実践することで、リサイクル率の向上と、処理費の抑制につながります。※災害の種類や規模、搬入時期により分別品目を細分化する場合があります。ご協力をお願いします。

●災害ごみ仮置き場見取り図及び分別品目(基本型)



村道

村道

西原村村民グラウンド



令和2年7月豪雨における対応 ～非管理仮置場対策の徹底～

《浸水した畳、家具等》

- ・ 浸水による重量増加、家具等の大型廃棄物の発生
- ・ コロナ禍におけるボランティアの不足
- ・ 道路脇、近隣の空き地などへの搬出

非管理の仮置場(いわゆる「勝手仮置場」)が発生！

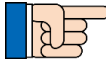


① 排出された片付けごみ、生活ごみの迅速な処理

- 自衛隊等と連携した大型ごみの分別・収集支援。
- 県内外自治体の支援を受け、収集・運搬体制を強化。

② 路上や空地等への排出を防ぐ

- 片付けごみ・土砂混じりがれきの搬出・収集・運搬の民間委託により、搬出困難者(高齢者世帯等)を支援
- 仮置場を迅速に設置し、片付けごみの受入体制を整備。

 非管理仮置場の放置すると“ごみがごみを呼ぶ”状態に。
「迅速な処理」と「発生抑制」が重要！



大型災害ごみ一掃作戦(人吉市)

令和2年7月豪雨を踏まえた初動対応（重点的な対策）

- 腐敗性の生活ごみ（食品残さ等）は、優先的な収集・処理が必要
- 片付けごみの搬出は被災者自らが実施することが原則だが、『非管理仮置場の解消など、**迅速な対応が必要な場合**』、『高齢者や搬出車両がない方など、**搬出困難者への支援**』については、市町村による対応も検討が必要。

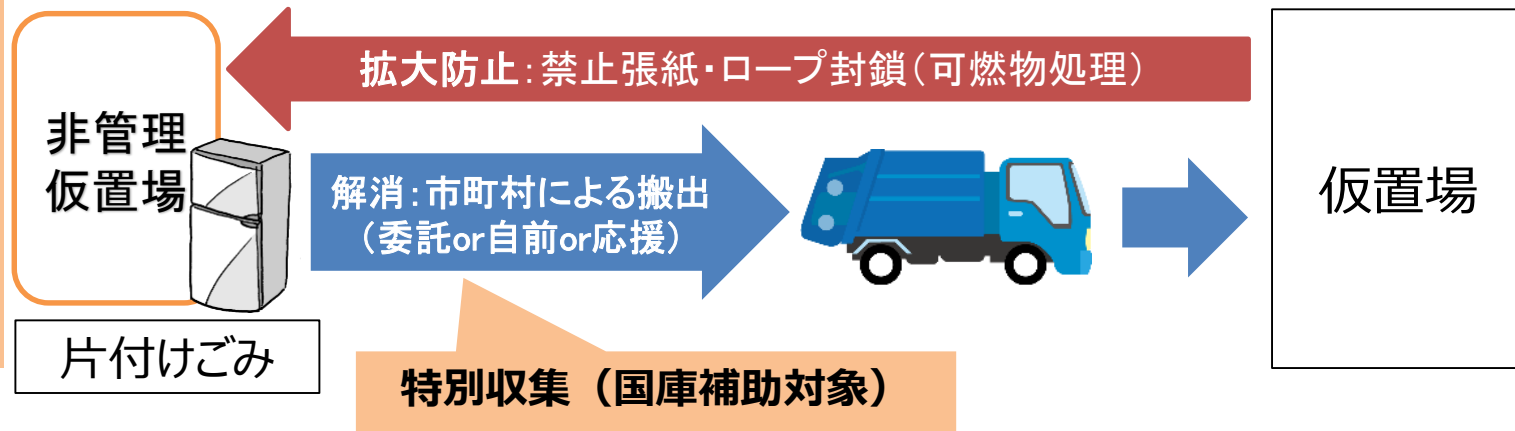
可燃物が腐敗しないよう優先的に収集・処理

① 可燃物の 早期処理 (腐敗防止)



非管理仮置場の解消、拡大防止

② 非管理の仮置場解消



搬出困難者に対する特別収集の実施

③ 搬出困難者の支援



新型コロナウイルス感染症防止を意識したごみの取扱い

- 災害が発生した際は、避難所だけでなく、物資（水・食料）の配給など、密になる状況が生じるため、感染予防をより意識した対策が必要。
- 避難所ごみや生活ごみを捨てる場合には、以下を参考に対応されるよう周知が必要。

新型コロナウイルスなどの感染症の感染者又はその疑いのある方の使用済みマスク等の捨て方

新型コロナウイルスなどの感染症に感染した方やその疑いのある方がご家庭にいらっしゃる場合、鼻水等が付着したマスクやティッシュ等のごみを捨てる際は、以下のことを心がけてごみを出しましょう。

環境省作成
(R2.3)

**①ごみ箱にごみ袋をかぶせ、
いっぱいにならない
ようにしましょう!**

ごみは、いっぱいになる前に
早めに出しましょう。



**②ごみに直接触れることの
ないように、しっかり縛って
出しましょう!**

ごみは、空気を抜いてから
しっかり縛って出しましょう。
万一、ごみが袋の外に触れた
場合や、袋が破れている場合は、
ごみ袋を二重にしてください。



**③ごみを捨てたあとは
しっかり手を
洗いましょう!**

石けんを使って、
流水で
手をよく
洗いましょう。



更なる新型コロナウイルス感染症対策

■新型コロナウイルス感染症は無症状の場合も多い。



■感染者や感染が疑われる方だけでなく、全ての県民が感染防止を意識したごみの捨て方を実践することが望ましい。

■避難所のごみを管理する方や、収集・運搬・処分する事業者の方の感染の予防も重要。



※更なる感染防止のためのごみの捨て方

マスクやティッシュなどは小さな袋に入れてしぼり、そのうえで所定のごみ袋に入れる

そのうえで

注) 自宅療養の増加により、家庭から排出されるマスクやティッシュなどが増加の恐れ。災害時のごみ収集でも一層の留意が必要。

新型コロナウイルスなどの感染症対策のためのご家庭でのごみの捨て方 環境省作成 (R2.5)

— 家庭ごみを出すときに心がける5つのこと —

- その1** ごみ袋はしっかり縛って封をしましょう!
ごみが散乱せず、収集運搬作業においてごみ袋を運びやすくなります。
- その2** ごみ袋の空気を抜いて出しましょう!
収集運搬作業においてごみ袋を運びやすく、収集車での破裂を防止できます。
- その3** 生ごみは水切りをしましょう!
ごみの量を減らすことができます。
- その4** 普段からごみの減量を心がけましょう!
購入した食品は食べきるなど、ごみを出さないことも大切です。家庭での食事機会が増える中、料理を楽しみながら、できることがあります。環境省の「食品ロスポータルサイト」をご覧ください。
- その5** 自治体の分別・収集ルールを確認しましょう!
粗大ごみの持ち込みを停止している場合や、資源物の分け方・出し方が普段と異なる場合があります。また、マスクなどごみのポイ捨ては絶対にやめましょう。

キャップははずして!
ラベルははがして!

(3) 仮置場の設置・運営

熊本地震における発災当初の仮置場

住民に対する分別搬入の周知や仮置場の管理者、誘導員等の配置が困難であったため、混合廃棄物の状態で搬入された



搬入を待つ車両の長い列



処理困難物(消火器・塗料等)

基本的な対応の流れ

STEP1

設置の判断
設置場所の選定

- ・**仮設住宅用地との競合**により難航するケースも多いため、平時からの十分な調整が必要。
- ・候補地選定のポイントについては、P32参照

STEP2

搬入ルール等の決定
人員の確保
住民への周知

- ・受入(分別)品目、場内レイアウトを決定。(P43参照)
- ・特に開設直後は、**交通誘導や分別指導のために、かなりの人数が必要となる**ため、職員だけではなく、業務委託やボランティア等を活用するなど**人員の確保**が必要。
- ・住民への周知は可能な限り早期に行う。

STEP3

開設
管理・運営

- ・処理終了後に土壤汚染が問題になることがあるため、**開設前に土壤採取**をしておく。(この時点では分析は不要)
- ・長期間の市町村直営での運営は、人員・重機の確保も含め限界があることから、熊本県産業資源循環協会との**支援協定に基づく支援要請**等、事業者による運営に切り替える。

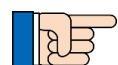
STEP4

搬出・処理

- ・搬出先の調整や収集運搬については、支援協定等に基づき、事業者の協力を得て実施。
- ・市町村においても、廃掃法に基づく**処理先の(現地)確認**や、**区域外処分に係る通知・事前協議等**の事務が必要。

《仮置場候補地の選定》

■ **浸水被害**や**他用途への利用**により、災害廃棄物処理計画における候補地が使用できず、**発災後に仮置場を確保する必要**が生じた。

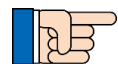


・地震、風水害など**様々な災害を想定した候補地を選定**する。

・災害の規模や被災状況によっては候補地が他用途に利用されることもあるため、**複数の候補地を選定**する。

《仮置場開設の準備不足》

■ 仮置場設置を急ぐあまり、事前準備が不十分なまま開設。交通渋滞など混乱が生じ、仮置場の一時閉鎖・レイアウト見直し等が必要となった。



・平時から、**仮置場レイアウト**や**開設時の準備作業**（敷鉄板、重機進入路確保など）、**分別ルールの周知方法**、**交通渋滞対策**などの運営方針を検討しておく。

・検討の際、仮置場の運営・管理を担う**廃棄物処理事業者と情報共有・事前協議（現地確認を含む）**を行っておくことで、発災時のスムーズな設置・運営につながる。

仮置場候補地選定の主なポイント

項目	ポイント(留意すべき事項)
所有者	<p>【公有地(グラウンド、公共施設の駐車場、公園等)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法令・条例上等の規制の有無や使用手続き等の確認 <p>【民有地】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所有者への使用条件(賃借料・形状変更の可否等)の確認
使用状況	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時の他用途(避難所、仮設住宅、自衛隊の野営上等)への利用見込みがない ・長期間の使用ができる
面積・形状・地盤	<ul style="list-style-type: none"> ・発生推計量に基づいた十分な面積の確保(概ね0.5~2ha程度) ・平坦で、形が整っている土地 <ul style="list-style-type: none"> ⇒ 不整形地や間口が狭い土地は、車両の動線確保が困難 ・地盤強度がある(大型車の頻繁な通行に耐えられるか) <ul style="list-style-type: none"> ⇒ 場合によっては、碎石舗装や敷鉄板等での補強も検討
周辺環境	<ul style="list-style-type: none"> ・住家や病院、小学校等に近接する土地は避ける <ul style="list-style-type: none"> ⇒ 騒音や交通渋滞の発生、薬剤散布等のおそれがある
交通アクセス	<ul style="list-style-type: none"> ・被災者の生活エリアから、近からず、遠からず ・接面道路の幅員が広い ・幹線道路や高速道路に比較的近い(搬出の回転を上げるため)
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・河川敷やがけ地など、二次災害のおそれがある場所は避ける

仮置場における分別の重要性

搬入時の分別

《スムーズな搬入による交通渋滞の防止》

- ・ 搬入の際、**事前に分別**を行っておくことで、**仮置場内での積み下ろしがスムーズ**になり、搬入車両による**交通渋滞の発生を防止**できる。
 - ・ **片付けごみの搬入が短時間で完了**するため、搬入者（被災者、ボランティア等）にとってもメリットが大きい。
- ⇒ 搬入時点で分別されていると、仮置場内での分別管理が容易となり、災害廃棄物処理全体の迅速化につながる。



仮置場における分別

《搬出の迅速化による継続的な受入体制の構築》

- ・ 仮置場内での分別を徹底することで、処分事業者への迅速な搬出が可能となる。
- ・ スムーズな搬入・搬出のサイクルを構築することで、新たに廃棄物を受け入れる容量が確保でき、継続的な災害廃棄物の受入れが可能となる。

《衛生・安全管理》

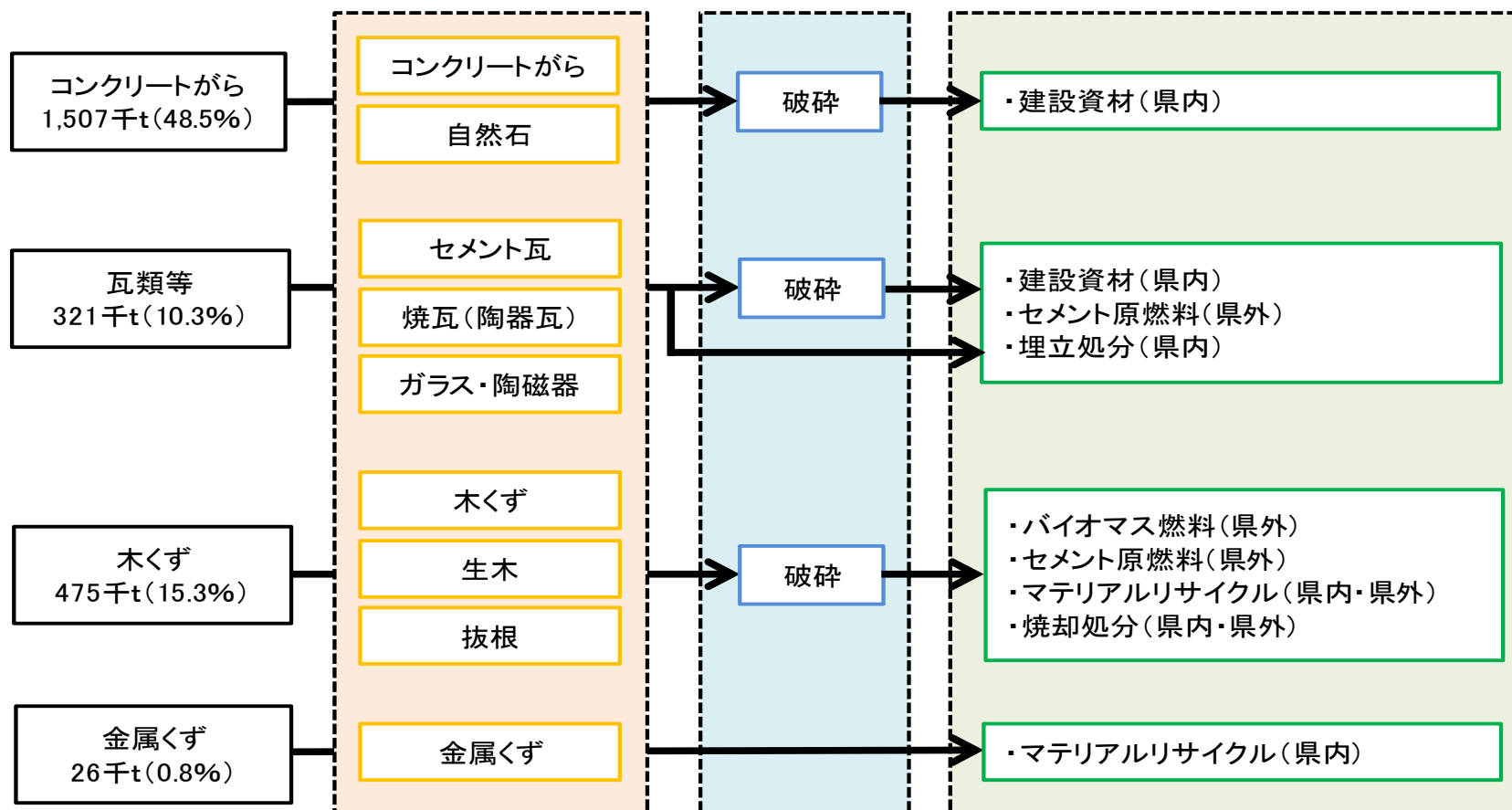
- ・ 分別を徹底することで、腐敗性の高い廃棄物や発火性のある畳や木くずの混入を防ぎ、個別に管理することで、悪臭・害虫・火災が予防できる。

《処理期間の短縮と処分費用の抑制》

- ・ 適切な分別により、リサイクル率が向上し、処理期間の短縮と処分費用の抑制につながる。

なぜ分別が必要（重要）なのか？①

～廃棄物は品目・性状によって処理方法が違う！～



分別することで、品目・性状に合った処理事業者に搬出し処理することができる！

なぜ分別が必要（重要）なのか？② ～住民の方に理解してもらうために～

①分別せずに搬入されたごみ（混合廃棄物）は、分別に多大な時間が必要



②ごみが仮置場（ステーションなどの集積所を含む）に溜まり、パンクする



③仮置場でのごみの受入れができなくなる

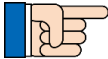


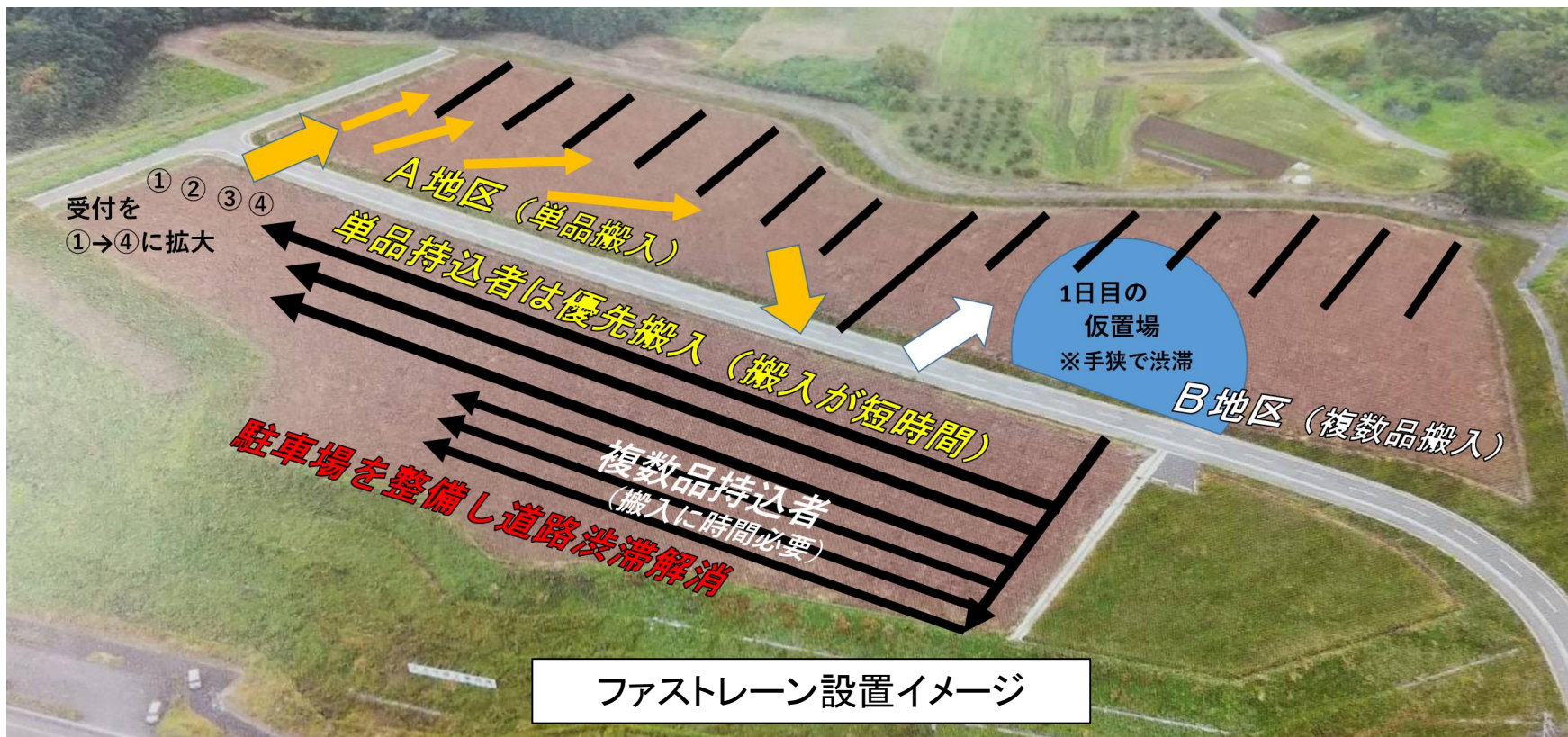
④家の片付けが進まず、復興が進まない

分別は“地域のため、自分のため”に必要！

《ファストレーン(単一品目優先搬入レーン)の設置》

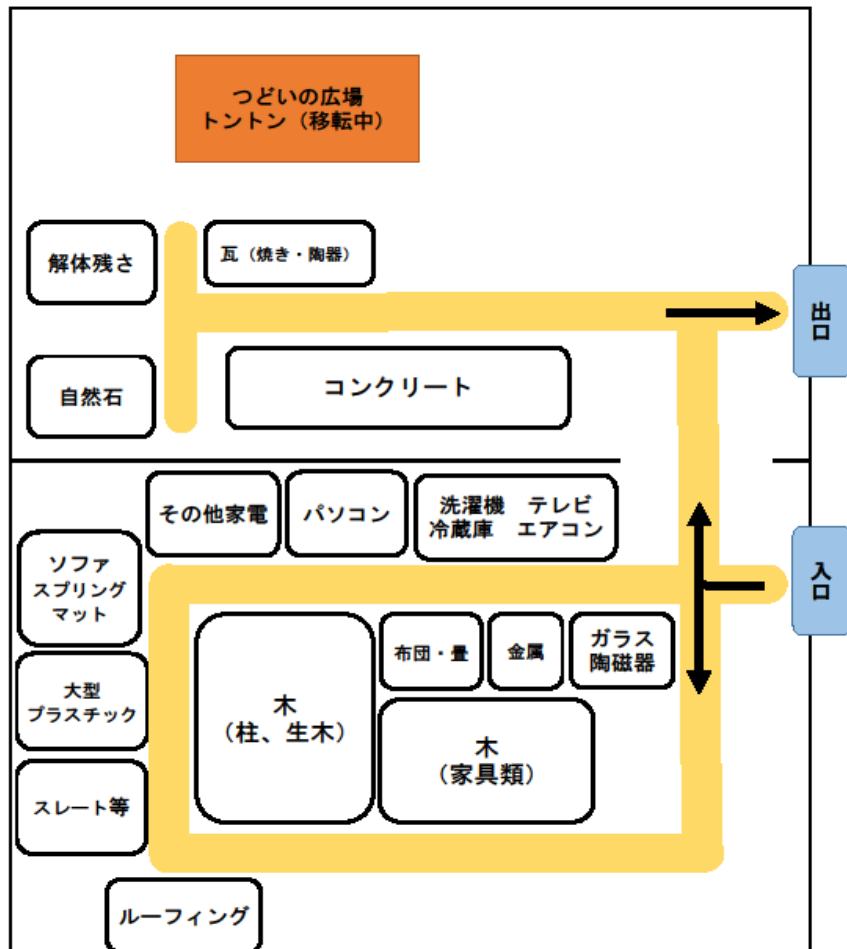
■人吉市では、仮置場開設当初、搬入車両による大規模な交通渋滞が発生、仮置場の一時閉鎖やレイアウトの見直し等が必要となった。

 分別済みの単一品目を優先的に受け入れる「ファストレーン」設置(分別搬入の促進・迅速化)などの運用改善を図り、交通渋滞を解消。



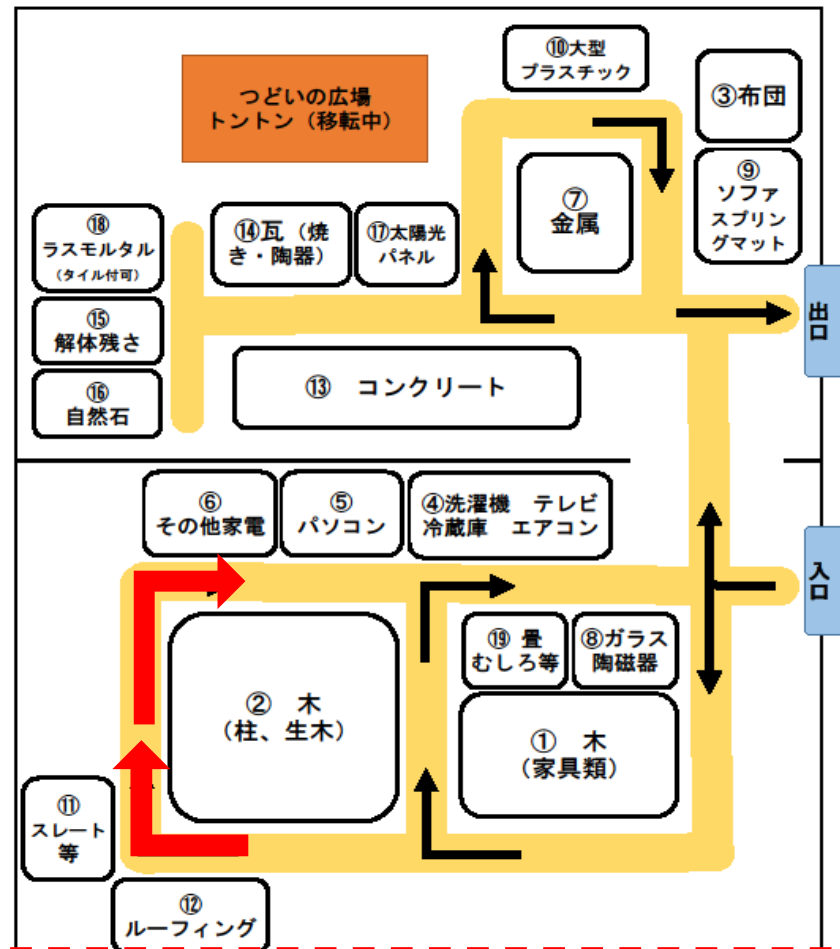
熊本地震の際の仮置場レイアウト例(益城町)

(Before)



搬入車両と搬出車両が輻湊し、木くず置場周辺や場外にまで渋滞が発生。事故も起きやすい危険な状態

(After)



搬出車両の動線を確保することで、搬入と搬出を同時に行えるようにレイアウトを変更(赤線が搬出車両の動線)

事業者による支援の有無で仮置場の運営に差が出た事例～ 令和元年8月豪雨(佐賀県)～

被害が甚大だったA市、B町ともに、迅速に仮置場を設置・開設し
廃棄物の受け入れを開始

大きな差が生じる結果に

A市(人口約4.9万人)

- ・ 市職員が中心となり、仮置場を運営
- ・ 仮置場が満杯となり、閉鎖と新たな仮置場開設の連鎖
- ・ 仮置場からの搬出が滞り、近隣住民からは苦情

B町(人口約6.7千人)

- ・ 小規模な自治体であるため、自力での運営は困難であったため、事業者支援を要請し、処理事業者が仮置場を運営・管理を支援
- ・ 搬入量が増加したが、搬出をしながら受け入れを継続

A市の仮置場

人力でごみが平面的に積まれているので、スペースがすぐ無くなる

敷地一杯までごみを置いている

出入口

搬入車両と搬出車両の動線が重複し、搬出作業をしている時に、搬入できないことも

アタッチメント(つかみ)が付いていない重機

写真提供: 株式会社環境と開発

B町の仮置場

【搬出】ごみを取り囲むように搬出車両の動線を確保することで、搬出作業を行いながら搬入ができ、場内の渋滞防止や事故防止にもつながる
(赤線: 搬入車両、青線: 搬出車両)

重機を使って積み上げながら、平面的なスペースを確保

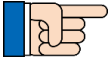
出入口

【搬入】受付で搬入車両に行き先を指示し、各エリアに搬入される品目を伝えることでスムーズに搬入

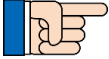
写真提供: 株式会社環境と開発

新型コロナウイルス感染症拡大防止を意識した 管理・運営上のポイント

- 仮置場に生活ごみ・避難所ごみ等を持ち込まない。


 マスクやティッシュなど感染の可能性がある「生活ごみ」「避難所ごみ」は仮置場に持ち込まず、通常のゴミ収集ルートで出してもらう

- ドライブスルーの搬入体制。搬入者は車中で受付票を記入。荷下ろし時も搬入者は車から降りず、ボランティアや応援職員で対応。

 搬入者が車から降りないことで、仮置場作業者とのソーシャルディスタンスを保つ

- ボランティアや応援職員の感染防止のため、フェイスシールドや手袋、マスクを着用する。消毒用アルコールも準備。

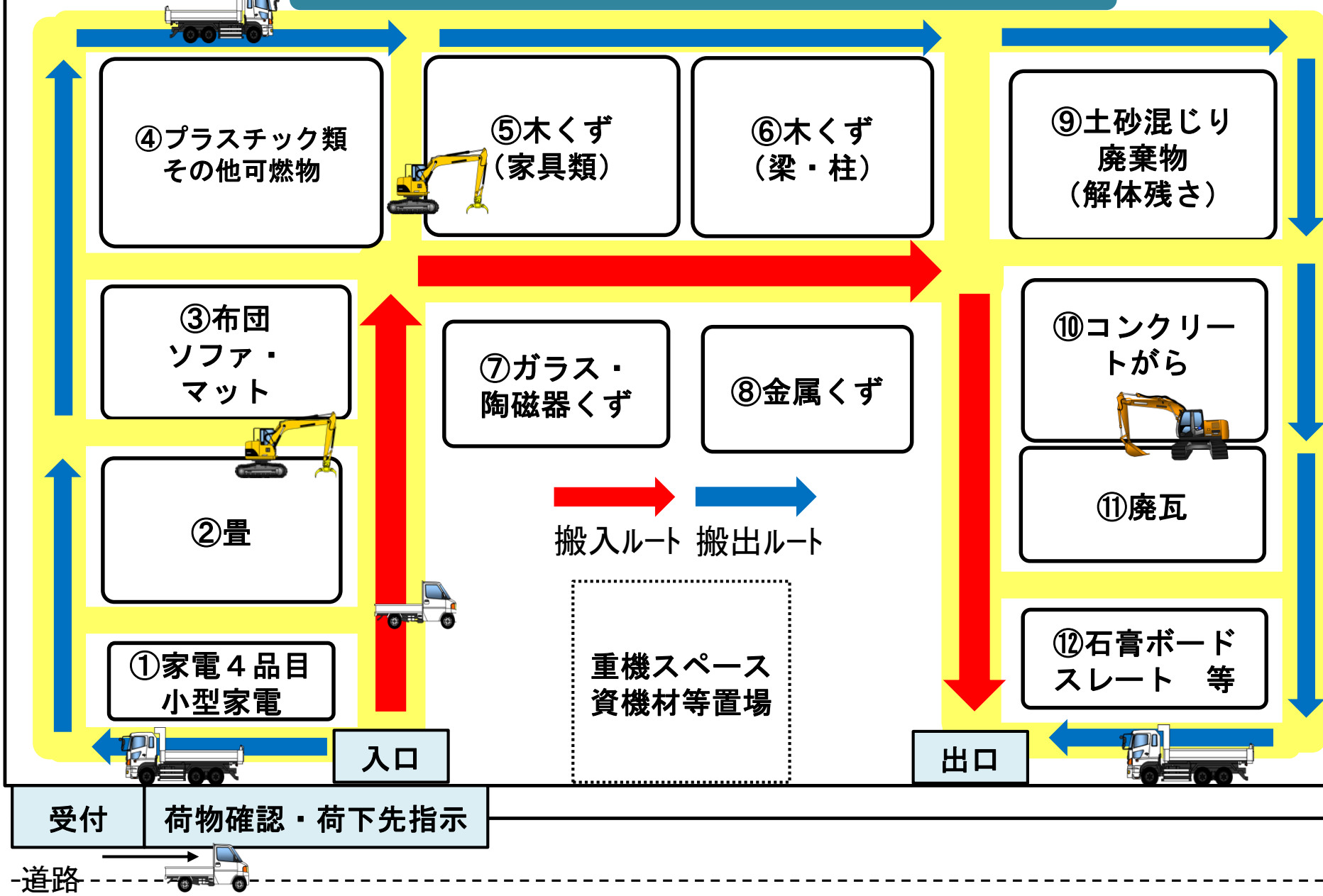
- 搬入と搬出のルートを分離

 渋滞防止や事故防止に加え、搬入者と搬出作業者との接触を減らし、感染拡大を防止。搬出作業者と搬入対応者は控室も別に用意。

- 作業開始前の検温、作業終了時等の手洗い、消毒の徹底。

- 作業車等の定期的清掃・消毒の実施。

感染防止も意識した仮置場レイアウト(例)



その他、仮置場の管理・運営上の留意事項

- 仮置場内を一方通行とし、入口と出口を分ける
- 注意事項や分別品目ごとの看板を設置するとともに、開設直後はいわゆる「見せごみ」を置いておき、分別を誘導する。
- 作業員の安全管理のため、マスク、手袋、メガネ(アスベスト・粉塵対策)、露出の少ない作業服、底の厚い安全長靴等を着用する。
- 特に高温となる夏季は自然発火が生じやすいことから、以下の点に留意する。

- ・木くず(解体木、生木)や廃プラ等の可燃物は高さ5m以下、一山当たりの設置面積を200㎡以下にする
- ・定期的に堆積物の切り返しを行う
- ・蒸気の発生等について、目視による観察を定期的に行う



- 石膏ボードなどのアスベストを含むおそれのある廃棄物が搬入された場合は、フレコンバック等に密閉し飛散防止に努める。

3 災害時支援協定

災害廃棄物処理に係る災害時支援協定

大規模災害で発生した災害廃棄物の処理を迅速かつ円滑に進めるためには、各関係団体との広域的な連携体制の構築など、事前の備えが重要となる。

県では、下記のとおり、県内の関係4団体と、それぞれ災害廃棄物処理に係る支援協定を締結している。

熊本県環境事業団体連合会

- ・仮設トイレの設置
- ・し尿等の収集・運搬



熊本県清掃事業協同組合

- ・一般家庭等の生活ごみ、片付けごみの収集・運搬



熊本県解体工事業協会

- ・危険性、緊急性の高い被災建築物の解体、撤去

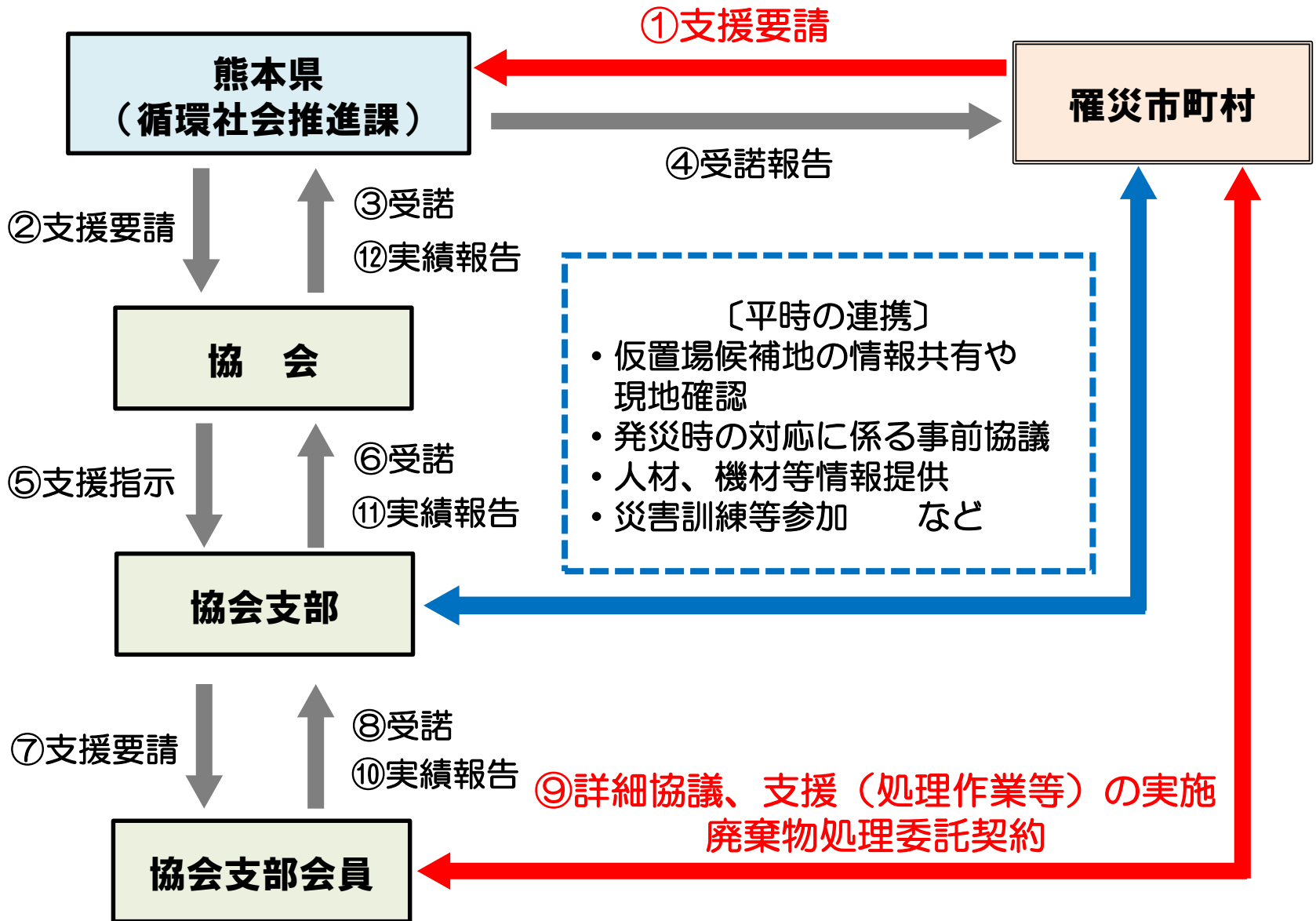


片付けごみ
解体ごみ

熊本県産業資源循環協会

- ・収集・運搬
- ・処分
- ・仮置場の管理・運営

産業資源循環協会との支援協定に係る事務フロー



※他の団体との支援協定についても、ほぼ同様の流れとなる

支援要請書例

■支援を要請する場合は、
**要請書をFAX等により、
県循環社会推進課へ送
付してください。**

※FAX等が使用できない
場合は電話連絡でも可

■各様式については、配布
済ですが、再度必要な場
合は県循環社会推進課に
御連絡ください。

【連絡先】

熊本県環境生活部環境局
循環社会推進課

TEL : 096-333-2277

FAX : 096-383-7680

様式1 (第5条、6条、7条関係)

(熊本県環境生活部循環社会推進課宛)
FAX : 096-383-7680

年 月 日

災害廃棄物処理支援に係る要請書

熊本県知事 様

自治体名

災害時における廃棄物の処理等の支援活動に関する協定書第5条に基づき、下記のとおり協力を
要請します

記

市 町 村 名			
支援を要請する場所			
支援要請の内容			
要請期間			
要請人員			
要請する 車 輛 等	種類		
	台数		
要請人員			

担当者及び連絡先	課	係	
	職 職 (電話) (携帯電話)	氏名 氏名	

熊本県産業資源循環協会との平時の連携

■事前に市町村と協会員で情報共有・事前協議(現地確認を含む)を行い、仮置場の候補地やレイアウト、住民への周知内容等について共通認識を持つことで、災害時にもスムーズに対応できる。

<各支部担当区域>

熊本市支部

熊本市全域

宇城支部

宇土市・宇城市・美里町・甲佐町・御船町・嘉島町・益城町・山都町

荒玉支部

玉名市・玉名郡・荒尾市

城北支部

山鹿市・菊池市・合志市・大津町・菊陽町・阿蘇市・南小国町・小国町・産山村・高森町・南阿蘇村・西原村・大津町

南部支部

八代市・八代郡・水俣市・芦北郡・人吉市・球磨郡

天草支部

天草市・天草郡・上天草市

熊本県災害廃棄物処理計画の改訂について

- 令和3年3月に熊本県災害廃棄物処理計画^(※)を改訂しました。
- 熊本県ホームページに掲載していますので、市町村災害廃棄物処理計画の見直しや災害廃棄物処理に係る平時の備え、発災時の対応等にご活用ください。

<https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/53/91237.html>

※熊本県廃棄物処理計画(第5期)第7章「災害廃棄物の処理に関する事項」が熊本県災害廃棄物処理計画として位置づけられています。